

三条市立井栗小学校 学校いじめ防止基本方針 令和8年度

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に係る問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（なお、起こった場所は学校の内外を問わない。）

さらに令和2年12月25日に制定された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」により、新たに「いじめ類似行為」が加わった。これは、

児童に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が該当行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

と定義されている。例えば、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合などである。なお、気付いていない児童生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める必要がある。このようなことから、今後一層、学校と保護者と協力して事案の解決に取り組むこととする。

2 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

学校教育活動の全般をピースメソッドの視点に立ちながら、年間の活動を通して児童にいじめの防止のための基本的な資質を育成するように活動を組み立てる。当校では、行事や児童の発達段階などを考慮しながら、全校活動や生活習慣の指導を行っている。また、個々の活動の中に必ずいじめ防止の視点、絆を深める視点、人間関係の円滑化を図る視点を設けて計画していく。さらに、事後に必ず振り返りの時間を設定し、自分の言動のよさや頑張りを意識化させ自己肯定感を高めていくようにする。

月	児童の活動予定	
	学校行事（状況により変更あり）	若藤G T（縦割り班活動）
4月	校外子ども会 1年生を迎える会 交通安全教室	・若藤G Tは、特別活動担当が企画、

5月	マラソン大会 若藤グループ編制 修学旅行 (6年)	運営する。
6月	あいさつ運動 ハートフルウィーク (全員面談) ① 体験スクール (5年)	
7月	若藤フェスタ (児童会祭り) 校外子ども会 学園三小陸上記録会 (6年)	
8月		
9月	大運動会	
10月	ハートフルウィーク (全員面談) ②	
11月	いじめ見逃しゼロスクール集会	
12月	校外子ども会	
1月		
2月	6年生を送る会	
3月	卒業式	

※各月末に「スマイルアンケート(1ヵ月の友達関係・行事についての振り返りアンケート)」を実施。

(2) 小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止のための教育活動に取り組む。

未然防止の基本は、児童が様々な人とのかかわりを通して自己肯定感を高め、コミュニケーション能力を身に付けるとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。そのためには、学級活動を中心とした学級経営を大切にしながら、校内研修を通して授業改善に努める必要がある。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

<具体的な取組>

- ・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小中交流活動(あいさつ運動、合同陸上練習、ブリッジスクール)、小学校交流会、地域合同防災訓練
- ・自治能力の育成…若藤GT(縦割り班活動)、児童会活動、町内活動での自主的計画運営活動
- ・学級づくり…係活動、児童会行事などにかかわるグループ活動の充実
Q-Uの分析に基づいたSGE・SSTなどの計画的実践
- ・授業づくり…学び合いの授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己肯定感と命を大切にする心の育成

3 いじめ防止の早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

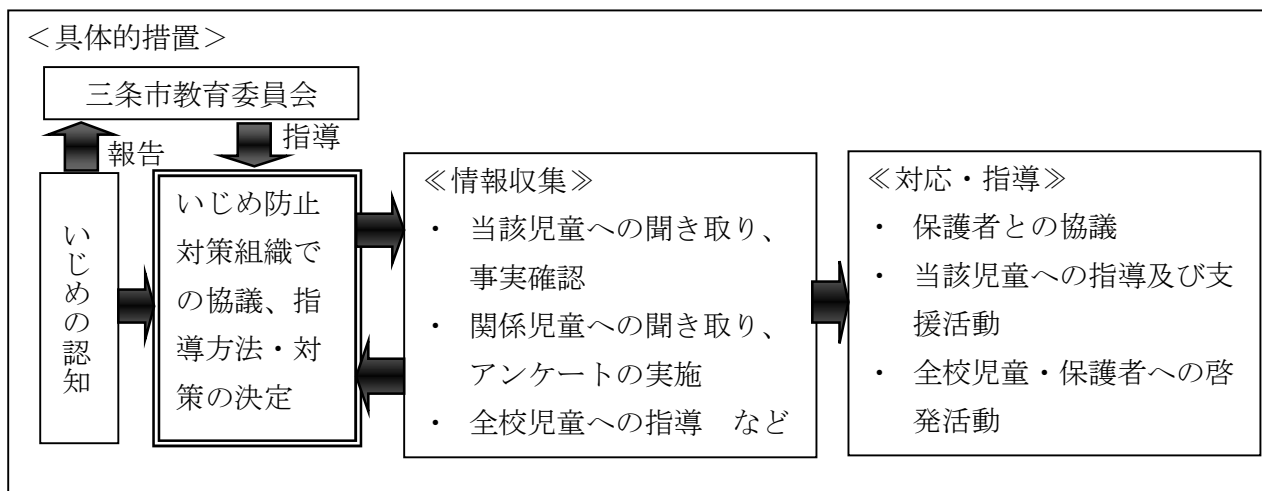
<具体的な取組>

- ・児童理解の会…年2回実施
- ・スマイルアンケート…三条市学校生活アンケート（いじめや困りごとの相談、児童同士の認め合いの機会）
- ・ハートフルウィーク（全員面談）…6月・10月のスマイルアンケート結果に基づき、児童一人一人と面談。年2回実施
- ・学校生活チェック（5・9・1月）
- ・カウンセリング…スクールカウンセラーの活用

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童のケアを最優先に掲げ、当該児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。なお、いじめを認知した時点で市教育委員会に報告し、指導の下で対応にあたる。



5 いじめ防止等のための組織について

(1) 名称 この組織を「井栗小学校いじめ不登校対策委員会」とする。

(2) 構成員 校長、教頭、学年主任、生活指導主任、養護教諭を構成員とする。

※必要に応じて警察のスクールサポーターや学識経験者、PTA役員、スクールロイヤー、自治会役員等を特別構成員とする。

※スクールサポーターは市教委が直接依頼する。

(3) 組織の具体的な役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

6 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

- ① 「いじめにより」当該学校に在籍する児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、前述に掲げた児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

＜状況の例＞

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その中であって、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

7 いじめの解消の要件

- (1) いじめにかかる行為が少なくとも 3 か月止んでいること。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

8 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、後援会、自治会、育成会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組について「井栗小学校いじめ不登校対策委員会」において、PDCA サイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。